
平成27年度第3回東京都北区子ども・子育て会議（第13回会議）議事要旨

[日 時]

平成28年2月12日（金）18：30～20：45

[場 所]

北とぴあ14階 スカイホール

[出席者]

岩崎委員、神長委員、我妻委員、榎本委員、佐田委員、鹿田委員、田辺委員、中田委員、坂内委員、高草木委員、小針代理委員、橋本委員、大塚委員、誉田委員、滝口委員、仁科委員

[次 第]

1 開会

2 議事

(1) 平成28年度組織改正について【報告】

(2) 学童クラブの育成時間の拡大等について【報告】

(3) 学童クラブ育成料、私立幼稚園等の保育料及び通園児補助金の寡婦（夫）控除みなし適用の実施について【報告】

(4) 平成28年度当初予算案の概要

①子どもの未来応援～貧困対策の強化～【報告】

②生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援【報告】

③保育所待機児童解消【報告】

④配偶者暴力相談支援センター設置【報告】

⑤出産子育て応援事業「はぴママ・きたく」【報告】

(5) 利用者支援事業（特定型）の移行について【報告】

(6) 新規開園施設等の利用について

(7) 北区次世代育成支援行動計画（後期計画）平成26年度進捗状況について

(8) その他

3 閉会

[配布資料] ※資料1～資料2-2までは事前送付済み

資料1	新規開園施設等の利用定員について
資料2-1	北区次世代育成支援行動計画（後期）の個別施策の進捗状況（平成26年度）
資料2-2	北区次世代育成支援行動計画（後期）における基本理念の成果指標及び施策目標と個別目標別成果指標の進捗状況（平成26年度）
資料3	平成28年度組織改正について
資料4	学童クラブの育成時間の拡大等について
資料5	学童クラブ育成料、私立幼稚園等の保育料及び通園児補助金の寡婦（夫）控除のみなし適用の実施について
資料6-1	子どもの未来応援～貧困対策の強化

資料6-2	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援
資料6-3	保育所待機児童解消
資料6-4	配偶者暴力相談支援センター設置
資料6-5	出産子育て応援事業「はぴママ・きたく」
資料6-5 参考資料	はぴママたまご面接チラシ、はぴママひよこ面接チラシ
資料7	利用者支援事業（特定型）の移行について

【会長】

定刻になりましたので、第13回の北区子ども・子育て会議を開催いたします。
それでは、事務局より本日の委員の出欠について報告をお願いいたします。

【事務局】

皆様、本日はお忙しい中、また、お寒い中、ご出席いただきましてありがとうございます。
本日は、星委員、丸山委員、石山委員、高橋委員の4名がご都合により欠席となっております。
高橋委員については、代理人の方にご出席いただいております。なお、定足数は満たしていることをご報告いたします。

【会長】

次に、事務局に人事異動がありましたので、報告をお願いいたします。

【事務局】

昨年12月の人事異動により、健康福祉部長が変更となっております。都築健康福祉部長でございます。

【事務局】

12月7日付の人事異動で健康福祉部長となりました都築です。時期としては異例ですが、よろしくをお願いいたします。

【会長】

続きまして、最初に事務局より資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日の席上配布の資料から説明させていただきます。
本日の会議次第、事務局名簿、資料1の差替え版と、資料3から資料7までをお配りしています。また、事前配布資料としては、資料1から資料2-2までをお送りしています。もし、不足等がございましたら事務局にお申しつけください。
今回は、委員の皆様への資料送付のタイミングが、区の予算案のプレス発表前であったため、多くの資料が本日の配布となってしまう、大変申し訳ありませんでした。
なお、本日は、子育て支援課長が別の会議に出席する関係で、途中退席する予定ですので、説明は資料1からではなく、資料3からとさせていただきます。
それでは、ご審議のほどをどうぞ、よろしくをお願いいたします。

【会長】

それでは本日の議事に入りたいと思います。議事の「(1)平成28年度組織改正について」です。資料3となります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

組織改正について説明をさせていただきます。お手元の資料「平成28年度組織改正について」をご覧ください。

1 「基本的な考え方」です。公共サービスに対する需要の増加・多様化等に的確に対応するための組織改正です。今回の組織改正は、「地域振興部」「生活環境部」「健康福祉部」「教育委員会事務局」にわたる改正ですが、子ども・子育てに影響の大きい「教育委員会事務局」の組織改正を中心に、ご説明させていただきます。

2 ページをお願いいたします。5の「教育委員会事務局」の部分です。

「子育て」と「教育」の両部門がさらに連携を強化し、放課後子ども総合プランを初めとする「子ども」「親」「家庭」「地域」「学校」への施策を、より効果的・効率的に展開できる組織とするため、「子ども家庭部」を区長部局から教育委員会事務局に移行するものです。また、移行にあたり、教育委員会事務局を「教育振興部」と「子ども未来部」の2部制に再編いたします。

一番最後のページ、折り込み（Z折り）の部分をお開きください。「平成28年度組織改正新旧対照表」になります。右側が改正前で、左側が改正後です。なお、網掛け部分が改正箇所となっています。

初めに、「教育振興部」です。改正前「次長」が、改正後は「教育振興部」になります。「副参事（東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当）」を新設します。これは、学校等における東京オリンピック・パラリンピック関連事業の円滑な実施や、地域振興部との連携強化を図るため、新設するものです。

次に、「生涯学習・学校地域連携課」の新設です。「生涯学習・スポーツ振興課」と「学校地域連携担当課長」を統合し、「生涯学習・学校地域連携課」を新設するものです。PTA支援、学校設備使用、社会教育団体の育成、生涯学習の調整・計画、成人教育に加え、青少年教育、青少年の健全育成に関する事務などを所掌いたします。

次に、「教育支援担当課長」の新設です。特別支援教育の推進体制のさらなる充実を図るため、「副参事（教育改革・教育支援担当）」を廃止し、「教育支援担当課長」を新設いたします。

次に、「子ども未来部」です。これまで区長部局にあった「子ども家庭部」の組織改正です。初めに、「子育て支援課」の名称を「子ども未来課」に変更するものです。

次に、「副参事（放課後子ども総合プラン推進担当）」を新設いたします。放課後子ども総合プランの一層の推進を図るため、また、児童館の子どもセンターへの移行や統合を推進するために新設するものです。

次に、「副参事（子どもの未来応援担当）」の新設です。子どもの貧困の実態等を把握し、子どもの貧困対策及び支援策を総合的に推進するため、新設するものです。

次に、「子育て施策担当課長」の新設です。子ども・子育て支援新制度及び待機児童解消の一層の推進を図るため、「副参事（子ども・子育て施策担当）」を廃止し、「子育て施策担当課長」を新設するものです。子ども・子育て会議、児童福祉施設の計画・整備、私立幼稚園、待機児童解消の施設整備、民間保育施設の新設に関する事務などを所掌します。

次に、「子ども家庭支援センター」の新設でございます。増加しております児童虐待への対応、子育てに関する支援や相談体制の強化を図るため新設をするものでございます。子ども家

庭支援センターでは、子ども及び家庭にかかる支援、相談、ファミリーサポート事業、児童虐待の防止のほか、育ち愛ほっと館、さくらんぼ園に関する事務などを所掌いたします。

最後に、「男女共同参画推進課」の名称を「男女いきいき推進課」に変更するものでございます。

なお、平成28年の3月から4月にかけて、事務室の移転を計画しております。現在、第1庁舎の2階にあります、子育て支援課次世代育成係は、部長室も含めまして滝野川分庁舎の1階に移転をする予定でございます。なお、保育課及び子育て給付係は、今現在の場所、第1庁舎の2階にそのまま残る予定でございます。

組織改正に関する報告は以上です。

【会長】

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

次に、議事の2、「学童クラブの育成時間の拡大等について」。資料は4です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

学童クラブの育成時間の拡大等についてご説明をさせていただきます。お手元の資料4をお願いいたします。

まず、件名でございます。学童クラブの育成時間の拡大等について。

2番、要旨です。公平なサービスの提供、区民サービスの向上を図るため、平成28年4月から学童クラブにおける育成時間を拡大し、平成29年度までに北区内全ての学童クラブの育成時間を拡大してまいります。あわせて延長利用をする場合は、通常の育成料に加え、延長育成料を徴収する、そういう改正でございます。

3番、現況（経過等）でございます。現在、区内には60カ所の学童クラブがございますが、そのうち直営が42カ所、指定管理または業務委託18カ所を運営しておりますが、育成時間が下の表のとおり異なっております。保育園のように選んで利用することができない学童クラブにおいて、育成時間が異なる事象があることから、育成時間の拡大を求める声が多く発生しております。こちらの子ども・子育て会議からも多くのご意見、また区議会からも時間拡大が求められている状況でございます。

現状は、表にお示しのとおり、直営の学童クラブが放課後から午後6時まで、学校休業日は8時45分から午後6時まで運営をしております。一方、指定管理及び業務委託のクラブにつきましては、放課後から午後7時まで、学校休業日は8時15分から午後7時まで運営をしております。

改正の内容としましては、28年4月から直営のうち約半数程度の学童クラブで育成時間の拡大を行うと、こういう改正とあわせまして、延長育成時間を設けて延長育成料を徴収する、こういうような体制でございます。

28年4月から育成時間拡大の先行実施をする学童クラブは21カ所です。なお、29年の4月からは全ての学童クラブで育成時間を拡大する、こういう予定でございます。

通常の育成料の月5,000円につきましては据え置き、延長育成料を新設させていただき、月額

2,000円とさせていただきます。なお、延長育成料につきましては経過措置を設けさせていただき、平成28年度は無料、29年度は月額1,000円、30年の4月から本則の2,000円とさせていただきます。

報告は以上でございます。

【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

学童クラブの時間延長って、大変結構なことだと思います。それはやっぱり、私どもで、保育園で7時、8時、今うちで一番遅いのは8時過ぎまでお子様をお預かりしているんですが、そういうお子さんが学童に、小学校に入学した途端に6時までと、場所によっては6時までしか学童は預けられないというふうな状況だと、非常に困っているという声を聞いております。そういうようなことがご家庭の就労、お父さん、お母さんの仕事のことまでちょっと影響を及ぼすようなこともままありますので、その辺のことも踏まえていただいて、時間延長7時まで、どういう形でもいいですから7時まで預かっていただく方向に進んでいくことは大変結構なことだと思うんです。

やっとなんかここまで来たかというのが本音です。保育園もそう、学童クラブもそう、何で公立直営の保育園なり学童クラブでもっともっと機能強化をしていかないんだ、先頭を切って私立とか、社会福祉法人とか民間の業者が入ったところは先行的にやっていて、区立直営が後からついてくるというのは恥ずかしいことだと思うんです。昔からそれは思うけど、その辺のことを踏まえていただいて、ぜひぜひ早い時期に、こういったことは公立直営が先行してやっていただくべき問題じゃないかなというふうに思っています。そういうようなことを、やっぱりさすが公立だねと、さすが北区だねというふうな話になっていくんじゃないのかなと思っていますので、これからもこういう重要なことが本当に公立直営主導で進めていただきたいなというふうに思っています。それがやっぱり子どもをお預けになる区民の皆さんの利益になってくるんじゃないかなというふうに考えています。よろしくお願いします。

【委員】

今の件なんですけれども、よく後ろの時間が延びる件に関しては、いろんなところでお話が出るかと思うんですけれども、実際に保護者の方の声を聞くと、朝がとても困るという意見がとても多いんです。というのは、保育園は7時とか7時半には預けられるのに、小学校に入った途端に朝、登校時間8時10分とか15分まで何とかしなければいけないという問題がありまして、1年生に入学すぐに鍵を渡して、自分で鍵を閉めて学校へ行くというのは、とても難しいことだと思うんですよ。もし、例えば保護者が必ず学校まで連れてくるとか、そういった条件つきでもよければ、お母さんたち、もう本当にぜひともお願いしたい案件だと思いますので、そちらのほうも早急にご一考いただければと思います。毎年質問でも出ますし、とても困っていますという声がありますので、よろしく願いいたします。

【事務局】

今の委員のご意見は、朝の時間に早く預けたい、要するに、夏休みとかになると、家を鍵閉めて出てくる時間が、通常の学校へ行く時間とせめて合わせてほしいというようなご意見だと思います。その辺も今回踏まえて、全体的には指定管理とか、また委託の部分に関しては、通常よりもより一層のサービスの向上という策から今回、先行して民間のほうが先にやっていただいたんですが、それに合わせる形で公立のほうも今回は8時15分からというふうにさせていただいております。一回はこのような形でやらせていただいて、またさらにというようなことがあれば、改めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

委員がおっしゃった7時15分から私ども保育園も預かっているって、それでもって、その時間でも預けたいというふうなのがニーズなんです。それで、安倍総理が言っている「1億総活躍」、皆さん、お父さんもお母さんも活躍していくということを考えたときに、例えば、活躍できる場を提供するのが私たちの仕事であって、行政のほうの役割じゃないかなと思っているんですよ。例えば、7時15分から7時半ぐらいからまた預けて仕事に行きたいというふうなニーズがあるならば、それこそ早急にやっていく、取り組んでいかないと。これから考えますと言ったって、また2年、3年すぐ経ちますから、その辺のことを考えていく、いかなければ、いく気持ちが教育委員会になれば進んでいかないと思うんですよ。

なので、今日せっかく保育と教育が一緒の教育委員会のほうに入っていったんだから、そのところで同じ教育委員会の小学校が8時15分からですよ、保育園は7時15分から預かっていますよと、ダブルスタンダードみたいな、預かる時間について、そんなことで制度が違うからやむを得ないのかもしれないけれども、その辺のことはちゃんと見極めていかないと、今できることをやっていくんじゃなくて、要望があることを進めていかないと、保育行政は、学童クラブのやり方というのは変わっていかないと思うのね。今、そっちで座っていらっしゃる皆さんの気持ちと力で何とか早め早めでそういうような対策を組んでいっていただかないと行政施策は進んでいかないと思うのね。

今の状態でお話ししたって、やっぱり条例で決められて、これから多分、本当に決まっていたことしかお話になれないんだと思うけど、これが決まった後の話を念頭に置いていろいろとお話を進めていただきたいなというふうに考えております。すみません。

【会長】

他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。3です、「学童クラブ育成料、私立幼稚園等の保育料及び通園児補助金の寡婦（夫）控除のみなし適用の実施」についてです。これは、資料5です。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

引き続き説明させていただきます。寡婦控除のみなし適用についてのご説明です。

お手元の資料5、まず件名でございます。「学童クラブ育成料、私立幼稚園等の保育料及び通園児補助金の寡婦（夫）控除のみなし適用の実施について」でございます。

要旨です。婚姻歴のないひとり親家庭を寡婦（夫）世帯として寡婦（夫）控除をみなし適用し、公平性の確保及び保護者の負担軽減を図るものがございます。

3、現況（経過等）です。ひとり親家庭のうち、死別、離婚等のひとり親家庭には税法上の寡婦（夫）控除が適用されますが、婚姻歴のないひとり親には適用がされません。ひとり親として子育てをする状況に変わりがないにもかかわらず、学童の育成料、私立幼稚園等の保育料等についての差が生じております。

改正の内容でございます。学童クラブ育成料につきましては、寡婦控除があったものとみなし、住民税を計算した結果、非課税になる場合、育成料を免除いたします。また、私立保育園等の保育料及び通園児補助金につきましては、寡婦控除があったものとみなし、住民税を再計算し、その結果、階層区分が変わると、こういう場合には変更をいたします。

適用は、ともに平成28年4月を予定しています。

報告、以上です。

【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。今度は議事の4です。「平成28年度当初予算案の概要について」。「①子どもの未来応援～貧困対策の強化～」、それから「②生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援について」です。資料は6-1と6-2でしょうか。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

貧困対策の強化についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料6-1、「子どもの未来応援～貧困対策の強化～」をご覧ください。子どもの未来を応援するため、貧困の状況にある子どもや家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析を行い、北区における各種施策を組み合わせるなど工夫を凝らした整備計画を策定するものがございます。

なお、整備計画策定に当たりましては、区の所管をまたぐ事業の調整や連携を図りながら進めていく必要があるため、「子どもの未来応援担当副参事」を設置して、より効果的な施策展開を図ってまいります。予算額は、お示しのとおりでございます。

この資料の目的及び狙いです。平成26年8月、国において、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。この大綱の中で、子どもの貧困対策に関する基本的な方針として、「①貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。②第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策の実施等には配慮をする。③子どもの貧困の実態を踏まえて対策を推進する」などが明記されております。

これを踏まえまして、北区では貧困の状況にある子どもや家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析を行い、支援ニーズに応えるため、支援体制の整備計画を策定するものでございます。事業の内容につきましては、お示しのとおりでございます。

平成28年度新規事業、「子どもの未来応援～貧困対策の強化～」についての報告は以上です。

【事務局】

私からは、6-2、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援について」、ちょっと座ってご説明をさせていただきます。

最初に、この学習支援の目的や狙いについてです。タイトルにもありますとおり、この学習支援は生活困窮者自立支援法に基づく事業となっております。これちょっと補足をさせていただきますと、この生活困窮者自立支援法ですが、さまざまな事情によりまして経済的にお困りの方を対象に、生活保護に至る前の段階から早期相談、早期支援を行うものでございまして、平成27年4月に施行されました。北区では、既に岸町ふれあい館の中に「北区くらしとしごと相談センター」を設置いたしまして、例えばお仕事の紹介でありますとか家計のやりくりの相談など、さまざまな生活上の相談・支援を行っております。この事業、今回やります学習支援につきましては、この法律に基づく事業の一つとして、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のお子様に対して学習支援事業を行うものです。

具体的な事業内容ですが、地域の中で子どもに対する支援を既に行っておられる団体や個人の方、こういった方々に子どもの学習支援活動への参加を呼びかけさせていただきまして、地域の中に学習支援団体を立ち上げてもらうものでございます。協力していただける人や団体を相互に結びつけたり、場所の確保などにつきまして、こういった団体の立ち上げのための支援につきましては、北区の地域の社会福祉資源にも詳しく、また現在、くらしとしごと相談センターの業務をお願いしております北区社会福祉協議会に委託をして実施をしまいたいと考えております。その団体が立ち上がりました後も、団体スタッフへの研修でありますとか運営面の支援、また地域の協力者、協力団体など関連する方たちへの連携の橋渡しなども実施してまいります。

さらに、将来的には学習支援団体や今後そういった活動をしていこうという方たちの間で意見交換や情報の共有、また改善のための協議を行う学習支援ネットワークを構築するための支援も行っていきたいと思っております。

対象といたしましては、生活困窮世帯のお子様、原則として小・中学生、委託内容は、今ご説明をしたとおりですが、イメージといたしましては、右中段の囲みのところにあるように、1カ所20名程度、週1回程度、こういった、毎日毎日学習支援をやるというのではなくて、ある程度、一定の期間に少しお手伝いをさせていただくというか、こういった形も考えております。平成28年度に入りまして、まずは1カ所先行実施をさせていただきまして、年度内に2カ所目の立ち上げを目指してまいります。なお、実施場所などにつきましては、今後地域ニーズを踏まえまして決定させていただく予定となっております。

一つ前に説明にありました貧困対策の強化、こういった施策よりも先行して実施する形となりましたけれども、子どもたちの支援ということは変わりませんので、今後も教育部門や子育て部門との連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

【会長】

それでは、ただいまの案のご説明、二つありましたけれども、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【委員】

子どもの貧困はだいぶ前から問題になっていて、例えば、近いところでは、お隣の豊島区で「NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク」という団体が何年も前から子ども食堂とか学習支援事業を行っており、また他の地域でも続々と子ども食堂ができて、子ども食堂同士がネットワークして子ども食堂サミットを開いているというようなニュースはよく聞かれます。北区ではどうなのかなと思っていたところ、このように前向きな実施計画が出てきて、非常にほっとしています。

ただ、最初の説明の子どもの未来応援貧困対策というところは、実態の把握と支援ニーズの調査・分析、そして計画の策定だけなんですよね、さしあたって。その後どうするかはまだ決まっていないということですよ。事業があるのはすごく素晴らしいことだと思うんですが、随分ゆっくりしているなという印象を持ちます。というのは、2月10日の新聞報道で、堺市が来年度から食事を無料提供する「子ども食堂」を民間委託で行うということが伝えられていて、自治体もそういう事業に乗り出したということでニュースになっています。結構待ったなしの状況の子どもたちがたくさんいるので、支援ニーズとか実態把握も非常に大事なことでありますが、早めの対応がとても必要だと思います。学習もすごい大事だし、でも毎食、食事もすごく大事で、そういうところをなるべく早く事業化していただければなというふうに思います。

また、別に行政が全部やることもないと思いますし、民間でそういうことをやりたいという団体さんもちよっと聞いたことがあります。もし、そういう団体がこの子ども食堂をやりたいなどという計画があるような場合は、資金も大変なので、支援するとか、そういうことをやっていただければいいかなというふうに思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。実際に貧困対策の強化ということで、今回28年度の新年度の予算に上げさせていただいたのは、最終的にはニーズを捉えて総合的な計画を策定するまでだというふうになっておりますけれども、今、委員がおっしゃるように、実際に食事の提供をしたいとか、そういう方などもいらっしゃるようですので、その辺、つなぎということが非常に大事になってくると思います。ですので、この貧困対策の整備計画をつくる前から先行的にそういうものが実施できれば、そういう部分ではぜひ推進をしていきたいというような考えがございます。

以上です。

【会長】

他にご質問、ご意見等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。今度は3番、「保育所待機児童解消について」です。資料は6-3です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料6-3についてご説明いたします。

保育所の待機児童の解消に向けた取り組みといたしまして、認可保育所、小規模保育事業所の新設や定員拡大を行い、平成28年度は430名、平成29年度は410名の定員拡大を目指すというものでございます。平成25から29年度の5年間では、合計で1,633名の定員拡大となります。

29年度の410名の定員拡大の内訳ですが、資料の下段、資料内容をご覧ください。一つ目は、公立認可保育所の定員拡大です。こちらは、現在桜田つぼみ保育園がございまして、旧桜田小学校を今後、小・中学校の改築を行う際の学校改築ステーション、いわゆる仮校舎として整備することになったことに伴いまして、現在の桜田つぼみ保育園を平成28年度中に隣接いたします旧郷土資料館・旧教育相談所跡地へ移転し、29年4月から10名の定員拡大を図るものです。

恐縮ですが、裏面にお進みいただきしたいと思います。二つ目の私立認可保育所の新設等です。(1)は(仮称)さくら荘併設保育園の新設です。こちらは社会福祉法人東京都福祉事業協会が、赤羽北三丁目の旧北園小学校跡地に特別養護老人ホームとの併設で、定員100名の認可保育所を開設するものでございます。その事業者に対しまして、その開設準備経費を補助いたします。

(2)は、私立宮元保育園の移転・定員拡大でございまして、こちらは、宮元保育園が園舎の老朽化に伴いまして、滝野川三丁目の区有地を活用して新園舎を建設・移転しまして、26名の定員拡大を図るものです。区は、新園舎の建設に係る経費の補助を行います。

大きな三つ目といたしまして、私立認可保育所の誘致でございまして、こちらは、待機児童の多い地域の解消を図るため、平成29年度開設予定の私立認可保育所の運営事業者を2カ所募集いたしまして、区はその開設準備経費を補助いたします。また、王子五丁目の日本製紙倉庫跡地に私立認可保育所を誘致いたします。なお、これらの事業者につきましては、現在選定中でございます。これらの取り組みによりまして、214名の定員拡大を図ります。

大きな四つ目は、区立認定こども園の開設準備でございまして、こちらは、区立さくらだ幼稚園を改修いたしまして、幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ認定こども園に移行するものです。保護者の就労の有無にかかわらず利用できる区立認定こども園を整備することで、就学前教育・保育のさらなる充実を図ります。こちらは平成29年4月からの運営開始を予定しております。平成28年度は給食の提供など、運営に必要とされる施設整備を初めとした準備を行います。保育利用の定員拡大は90名を予定していますが、開設当初の定員や保育料等、具体的な運営内容は、現在検討を行っております。

なお、認定こども園の連携でございまして、子ども・子育て支援新制度の開始にあわせまして国が法整備いたしました幼保連携型認定こども園とさせていただきます。現在の4歳、5歳の幼稚園機能に加えまして3歳から5歳の保育園機能をあわせ持つ認定こども園の開設を予定しております。

説明は以上となります。

【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】

今、ご説明いただいた中の大きな2番の私立認可保育所の新設のところで、（仮称）さくら荘併設保育園のことでお伺いしたいんですけども、これはいわゆる、幼児の「幼」に老人の「老」の幼老施設ということよろしいんですか。一緒の場所にあるのではなくて、何か交流とかがある施設なのかなって、今のところでできているものなんですけれども、それは。

【事務局】

こちらの運営につきましては、特養ホームのほうも、同じ社会福祉事業協会というところが運営しておりますので、今後調整を進めていくということになると思いますが、1階部分が高齢者のデイサービスですとか保育園という形で併設となっております。そういう面では、同じ屋根の下でございますし、そこから上の階には特養ホームというような形で整備いたしますので、委員がおっしゃったような形の連携というようなことは図られていくのかなと考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

北区の待機児童解消策に対する取り組みというのは、本当にもう始まった当初から東京都内でも非常に一生懸命取り組んでいただいているということで、各方面でも非常に評価されている事業なんです。本当にこうやって見ていると、既に2,000人近い、2,000人までいかないか、ただ、これ極端なことを言えば2,000人近い待機児童解消策になるんだと思うんですけども。

一つ、今後はいつまでこれが続いていくのかなというふうなところが気になります。完全に天井はないという形だと思うんです。これはお預けになる方は本当に東京に越してくるときに、北区を本当に選んで来ていただいて、住んでいく、それはなぜかといったら、子どもを預けやすいというような考えがたくさんあるということなんです。それを見越してやっていると、いつまでもたっても子育て、保育所拡充が終わらないような状況になっているんです。その辺の、失礼な話ですけど、言い方なんだけど、見極めとか、どの辺でこう何というのか、計画をちょっと修正するとかというふうなこともこれから先、必要になってくるのではないかな。これだけの予算が毎年毎年かかっていくというのは、大変じゃないかなというふうに考えています。あとは、だから入園調整というふうな問題も出てくるんです。

細かい話になっちゃうんだけど、今まで北区というのは、我々の頃は保育園に入りやすかったんです。ですから、例えば、ご家庭の都合で二つの保育園に入っちゃったので一つの保育園にまとめて、兄弟が同じ保育園に通うように、ちょっと入園・転園希望を出していたので、転園希望をお願いしますというときにも、やっぱり割とそんな感じもできた。また、遠くから来ていて、電車の駅で二つ、三つも。私、上中里なんですけれども、浮間から来ている方もいらっしゃいましたからね、それは近所の保育園が空いていないので、割と空いていたらすぐに替わるような状況があった。今はどこもかしこもいっぱいだから、そういうふうな状況があってもなかなか転園ができない。ずっと卒業までお母さん方、2カ所の保育園に行って、うちが8時まで延長をやっているものだから、こちらの公立さんへ行っているお子さんまで迎えに来ますとかというふうな状況。必ずそれはお母さん方の、お子さんを預かっている上で、そうい

うような状況がやっぱり出てくるというのは、またちょっと考えていただきたいなということ
をいつも保育課のほうには申し上げているところなんです。そういうふうなことも踏まえて、や
っぱり何か本当にお預けになるお父さん、お母さんに仕事をしやすいような形をできればつく
っていただければいいなというふうに思っています。

それともう一つ。私立が改築して、例えば定員を増やすときに、区の施設を借りるでしょう、
家賃が高い。それがなくても、やっぱり億の金がかかる事業ですから、そのときにやっぱり区
のほうで立地が、廃校になった中学校の跡を借りて仮園舎をやっている、やっぱり何百万と
かかってしまう。その辺のことも、定員拡充のためのというようなことを踏まえたら、施設整
備をした形で、そういうところをもっとご配慮いただければ、私立保育園もうまく回って、定
員拡充に協力させていただくことができるんじゃないかなというふうに考えています。

本当に、ちょっと借りて何百万でしょう。普通だったら、我々が例えばどこか整備するとな
ったら、ちょっと桁が違うような感じがしますので、その辺のこともご配慮いただければあり
がたいなと思っています。これは余計な意見かもしれない、よろしくをお願いします。

【事務局】

先ほど委員のほうから、どこまで保育所を整備するのかというお話をいただきました。今回
の子ども・子育て支援計画の中では、国の考え方も含めまして、29年度がピークだろうとい
うなところで、保育所の整備計画のほうも29年度がピークということで立てさせていただ
いているところはございますけれども、昨今の新聞報道等もございますけれども、やはり日本全
体の人口の動向として、東京圏に進出してきているというような状況もございます。それに伴
いまして子どもの数も増えてございまして、当面は人口増が続くと思われま。

また、先ほどの委員のお話ありましたが、政府のいつている1億総活躍みたいな話の中で、
保育園を利用したいというニーズ自体も掘り起こされているのかなという感覚は持っておりま
す。そういう面では見極めが難しいという状況ではあるのですが、先生がおっしゃっていただ
いたところも勘案しながら、計画のほうを、知恵を絞りながら立てていきたいと思ってお
ります。

また、賃料が都内は高いという話は、確かにおっしゃるとおりでございまして、今年の国の
動向で、予算案が出ている状況ですが、保育園に支払われる施設型給付の中で、賃貸物件を借
りて保育所をやっている場合、賃借料加算ということでの家賃の加算措置がされております。
現在の国の動向としましては、当初、公定価格で設定された金額よりも、都市部につきまして
は実勢と乖離しているというところで、28年度の公定価格を大幅に見直しをして、増額する
というような方向性もちょうと見えておりますので、この場で報告させていただきます。

【会長】

他には何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思えます。「④配偶者暴力相談支援センター設置について」です。
資料は6-4です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

ご説明をさせていただきます。

初めに、資料の上段、四角の囲みの部分でございますが、配偶者等からの暴力は大きな社会問題となっております。暴力の未然防止を含め、DV被害者対策の一層の充実が求められております。北区では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆる「DV防止法」に基づきまして配偶者暴力相談支援センター機能を男女共同参画センターに整備するものでございます。法律上は、配偶者暴力相談支援センターというのは機能という取り扱いをしておりますが、分かりやすくするために“設置”という言葉を使っております。

それともう一つ、配偶者暴力相談支援センターの所在地情報につきましては、内閣府で作成した「市町村の配偶者暴力相談支援センター設置促進のための手引き」によりますと、所在地情報につきましては、被害者の安全を確保するため十分な配慮が必要であるとされておりますので、今後はこの旨に配慮しながら周知を行ってまいります。

次に、目的でございますが、これまでのDVへの対応につきましては、「こころと生き方・DV相談」の相談事業を通して行ってまいりましたが、DV防止法に基づく支援センターを置くことにより、今後、支援体制の強化を行うものでございます。

次に、経過等でございますが、平成27年3月に策定した第5次アゼリアプラン及び北区基本計画2015におきまして、配偶者暴力相談支援センターの機能を整備していただく事業として位置づけ、これに基づき準備を進めてまいりました。

次に、事業内容でございますが、相談機能のほか、必要な支援として、福祉事務所、警察などと連携した対応を行ってまいります。具体的には、括弧書きにありますように、カウンセリングや自立支援促進援助、保護命令制度等の支援に必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整などがございます。

資料には記載しておりませんが、配偶者暴力相談支援センターになることによりまして、DV被害を発見した場合の通報先の一つとなったり、DV被害から裁判所に保護命令の申し立てを行う場合に必要な相談先の一つとなります。また、住民基本台帳の閲覧制限などを依頼する場合に必要な証明書を発行することができるようになります。

相談場所につきましては、従前より実施しております「こころと生き方・DV相談」の相談枠を拡大して実施してまいります。新たなものとしましては、上段のほうに記載しておりますが、DV専用の相談電話を設け、火曜日から金曜日まで午前9時から午後5時まで受け付けをする予定であります。この電話相談では、相談者の聞き取り、安全確保等の際の助言、指導や町内外の部署・機関と連絡調整を行い、必要に応じて面接相談につなげてまいります。

なお、この電話相談は、専門的な知識を持つ法人に委託する考えであります。業務の開始は平成28年4月1日でございます。

説明につきましては以上です。

【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】

このDVのお話で、例えば、私どもが発見とか、そういうふうな例えば何か傷があるとかいうようなところが子どもたちの児童虐待の何か可能性ということになると、我々が情報提供することが義務づけられているじゃないですか、そういうようなことも義務づけられるというか、連絡するように、情報提供するようなことも義務づけられるのかどうかというのを。普通、例えば、それが通告とか情報提供したことによって、逆にまた新たなDVにつながりはしないかな、つながってはいかないのかなというふうなちょっと心配が、子どものときもそうなんですけれども、通告したら、あなたがこんなことをやるからあれじゃないのみたいなところが子どもについても大人についても私はちょっと心配したんですけれども、その辺はどんなものなんですか。

【事務局】

先に通報の義務でございますが、DV防止法上は、配偶者が虐待を発見したものにつきましては、警察とかあるいは配偶者暴力相談支援センターのほうに通報する、そうするよう努めなければならないという努力義務がなされております。こちらのほうで配偶者暴力相談支援センターに通報がありましたときは、本当に危険が身近に迫っているときは警察に通報して、警察のほうから行っていただくなり、あるいは危険が迫っていないときには、こういったセンターのほうに相談を受けるように助言していただくなり、そういったような措置をとることになるだろうというふうに考えております。

それと、あと通報者がまた何か、通報したことによって、また新たなDVをするのではないかといったようなことでございますが、ただ、そういったような危険は全くないとは言えないとは考えておりますけれども、法律上はそういったような逆DVのほうを防止していきますために、法律に明記されておりますように、できるだけ通報していただくようお願いしたいというふうに思います。

【会長】

他にはないでしょうか。

【委員】

これ、“配偶者等”ということは、配偶者でなくても、一緒に暮らしている人でも。

【事務局】

これは、法改正がありまして、正式な配偶者だけではなくて、言ってみれば内縁関係のものですとか恋人関係のものですとか、そういったようなものにも適用になります。

【委員】

あと、配偶者だけじゃなくて、結構、家族全員がということもよくあると思うんですが、子どもと妻とか本人以外の被害のときもここに相談できるんですか。

【事務局】

こちらは配偶者へのDVということですが、それにあわせて子どもへの虐待が疑われるような場合は、子ども家庭支援センターが北区にはございますので、そこと連携をとって対応していくことになるだろうというふうに考えております。

【委員】

じゃあ、どちらに電話してもいいということですか。

【事務局】

はい。子どもと配偶者両方が虐待を受けた場合には、どちらの通報を受けましてもお互いが連携して対応する規定になります。

【会長】

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に行きたいと思います。⑤です。出産子育て応援事業「はぴママ・きたく」についてです。資料は6-5です。

それでは、説明をお願いします。

【事務局】

私からは、資料6-5としまして、出産子育て応援事業「はぴママ・きたく」についてご報告をさせていただきます。

妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産が迎えられるように、妊娠届を提出した全ての妊婦の方に対しまして、担当地区の保健師などの専門職が面接を行う「はぴママたまご面接」を行ってまいります。また、出産後におきましても「はぴママひよこ面接」を行いまして、早期に子ども家庭支援センター、児童館を利用した仲間づくりや子育て支援につなげ、関係機関が一層連携し、妊娠期から出産期の切れ目ない支援を行ってまいります。この「はぴママ・きたく」については、このたまご面接、ひよこ面接、この二つの面接から構成されておりまして、このそれぞれの面接を受けた後、後日妊娠・出産を応援する育児パッケージを送付させていただくものでございます。

目的、狙いです。目的、狙いにつきましては四点ほど大きくございまして、一つ目が、行政とのかかわりが希薄であった妊娠期の相談支援につなげてまいります。これは、妊娠期の面接が高齢出産あるいは若年期の出産、あるいは子育てに不安がある方に対しての面接を行ってまいりましたが、はぴママ・きたく以降は、全ての妊婦の方に対して面接を行ってまいります。

二つ目は、担当の地域保健師との顔の見える関係を構築いたしまして、身近に相談できる人がいるという安心感の醸成を図ってまいります。

三つ目は、特に支援が必要な妊婦を早期に把握いたしまして、支援につなげてまいります。また、虐待につながらないよう予防を図ってまいりたいと考えております。

四つ目は、出産後において、育児の不安の軽減や母子での孤立を防ぐため、早期に子ども家庭支援センターや子どもセンター、児童館に出向き、きっかけづくりを図ってまいります。

事業の内容です。対象者はお示しのとおりです。内容といたしまして、面接内容としては、

妊娠中の健康管理や妊娠・出産に関する相談、出産に際してのサポート体制の把握及び出産・育児に関する情報の提供を必要に応じて対応してまいります。

(1)の「はぴママたまご面接」です。28年の1月から実施してまいります。この対象者の方は、27年10月に妊娠届を提出された方からたまご面接の対象にしてまいります。また、右側にグッズの一部が写真でございますけれども、このたまご面接の育児グッズにつきましては、育ち愛ほっと館の利用者、あるいは、職員で妊娠あるいは出産を経験された方のアンケート等によりまして、育児グッズといたしまして抱き枕、妊娠予防線クリーム、バスローブ、この三つの中から選択をしていただいております。また、お手元に出産子育て応援事業「はぴママ・きたく」のパンフレットをご用意させていただいております。これは後ほどご覧いただければと思います。

(2)の「はぴママひよこ面接」につきましては、児童虐待対策担当課長より説明させていただきます。

【事務局】

はぴママひよこ面接についてご説明したいと思います。別刷りで、「～赤ちゃんがうまれたら！～はぴママ・きたく はぴママひよこ面接」というA4判1枚の資料をごらんいただきながら聞いていただければと思います。

こちらの、はぴママひよこ面接でございますが、平成28年7月から実施を予定しております。対象としましては、はぴママたまご面接を受けた方で、生後6カ月までになる方ということで予定しております。大体、生後1カ月から2カ月前後のところで、こちらのひよこ面接のお知らせをお送りしまして、右側に書いてありますはぴママひよこ面接実施場所のほうにご自分で選んでいただいて来ていただいて、そこで面接ということで考えております。子ども家庭支援センターでは随時、受付予定でございますが、子どもセンター、児童館につきましては予約制の予定を検討しております。

こちらのほうですけれど、出産後やはり孤立化するご家庭が多いということで、出産後はぜひこのような子ども家庭支援センターや子どもセンター、児童館に来ていただいて、そこで乳児の、乳幼児親子の居場所ということでぜひ利用していただきたいなというふうに思っております。なかなかこちらの児童館ですとか子どもセンターなど、いつも利用していただける方はいいんですけど、なかなか需要がないというような方もいらっしゃいますので、そういう人たちにまずこういう場所があるということを知っていただきたいということが、まず一つの取り組みでございます。こちらの面接を終えた方につきましては、はぴママグッズということで、乳幼児親子が使えるようなグッズが載ったカタログを差し上げる予定でございます。

また、健康いきがい課の保健師さんと連携をしまして、妊娠期から子育てまで切れ目ない支援を行っていくということを目的としております。また、必要に応じて関係機関が連携して、子育て家庭を支援していくということも予定しております。

簡単ではございますが、以上でございます。

【会長】

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】

はぴママ・きたくについて意見なんですけれども、まず、言葉についてなんですが、はぴママたまご面接とはぴママひよこ面接ということで、この“面接”という言葉が、何かあなたの育児はだめよとか言われそうかなと、ちょっと堅いかなと。例えば“ミーティング”とか、もうちょっとやわらかい言葉のほうが行きやすいかなと思いました。特に、初めて出産されたお母さんなんかはいろいろ不安が大きいので、なるべく入り口は広くやわらかくしてあげたほうがいいかなと思います。

それから、ひよこ面接の後に子育て応援育児グッズをカタログの中から商品をと、以前違うところで話を伺ったことがあるんですけれども、物って意外といろんな人からもらえるんですね、こういうのが欲しいというと、お友達だとか親戚とかにもらえるので、物よりも、このチラシのほうに書いてある産後デイケアの例えば利用券ですとか、あとは美容院とかネイルとか、北区の飲食店ですとか、何かちょっとお母さんがほっとできるような、しかも地域のお店や事業者を何か利用できるサービスもあつたらいいかなと思いました。

以上です。

【事務局】

言葉の使い方、少し、面接という言葉が堅いかなというふうに感じられたということなんですけれども、面接という言葉はそんなに堅いというようになちょっとイメージがなかったものから、でも、たまご面接、ひよこ面接というような形で使っていただいてもいいのかなというふうには思っております。

それと、カタログの件でございますが、カタログの中には、ご家族で写真を撮ったりですとか、乳幼児親子で遊べるような、そういうところの利用券ですとか、また北区独自のサービスもつけたいというふうに思っております、例えばヘルパーさんの派遣ですとか、そういうものも今、検討をしているような段階です。

それと、いろいろ育児関係の応援グッズということもありますけれども、育ち愛ほっと館ご利用の保護者100名ちょっとぐらいの方にアンケートをとらせていただいて、さまざまなご意見をいただきまして、なかなか一つにまとめることは難しいなということで、ご自分で必要なものを選んでいただきたいということで、カタログのほうを決めさせていただきました。また、いろいろ体験できることもその中に入れる予定でございます。

【委員】

ごめんなさい、お答えになったのにまた言っちゃうんですけど、委員と本当に全く同じことを考えていて、面接という言葉が堅いよなど。我々が面接というと、何となく、失礼な話、私の個人的な見解かもしれない、気持ちかもしれないんだけど、何か試験官が「お話を聞いてあげるわよ」、「何か言うことないの」というふうな、ちょっと目線が上からだなというふうな印象を受けたんです。もう少し、初めて例えば出産を迎えられる若いお母さん方等、不安がそれを少しでも解消される、窓口を広くというんだったら、もう少しやわらかい言葉、例えば“相談”とかというふうなこともありかなというふうなことを思ったのと、それと、ごめんなさい、これ個人的な話で、「はぴママ応援ひよこ面接」というと、またちょっと受け取る言葉のニュアンスがやわらかくなるのかなと思って、その辺のことは行政のほうでお考えいただく

ことだとは思いますが、「面接」、何かもうちょっとうまい言葉がないのかな。

例えば、これ言葉でね、「はぴママひよこ面接」というふうな言い方では、多分、事業が始まると思わないと思うんですよ。「ひよこ面接をお願いします」とか「たまご面接の件ですが」というふうな言葉のやりとりになると思うんだよね。そのときに、例えば、この面接という言葉はちょっと堅いのかなとも思うし。その辺のことは、検討する機会があるのでしたら、またお願いしてもいいんじゃないかなというふうな感じがしました。

以上です。

【委員】

「面接」については、北区男女共同参画推進ネットワークへこの話をしたときに、多くの会員さんから同じ意見が出ました。就職面接とか、何か試験を受けに行くみたいだねというような話が出ました。多分、この事業の見本となるようなフィンランドの「出産・子どもネウボラ」というふうな名称は、アドバイスの場所という意味なので、やっぱり「アドバイス」とか「相談」とか、そういう響きが事業にふさわしいかと思います。

そのフィンランドのネウボラでは、もう70年ぐらい制度化されて、経っていて、100%に近い定着率ということで随分話題になっています。この北区の事業も恐らく100%を目指してされるんだろうと思うので、年間2,800人ぐらいですか、お生まれになるお子さん、その方たち100%会うとなると、保健師さんの数もかなり増やさないと難しいんじゃないかなと。同じ地域に住んでいる保健師さんができるだけ継続して会ってくれる、相談に乗ってくれるという関係がやはり親しみやすいというか、ネウボラがそういう事業なので、そんなふうにやっていけばいいなと思います。

そして、この事業は東京都の予算だというふうには、前の会議のときに伺ったんですが、多分何年かで終わるだろうというような話も耳にしたんですが、その後も自治体でこのまま継続していただきたい、いい事業だなというふうに思います。

それから、フィンランドのネウボラでは、子どもさん、出産と幼児の子育てのことだけでなく、夫婦の間とか親子とか、新しく生まれた子どもの兄弟姉妹の間の相談とか、いろんな子育て、家族に関する相談を受けていて、就学まで対応しているという話が結構話題になっているので、そんなふうなことを目指してやっていただければ、切れ目のない支援になるんじゃないかなというふうに感じます。

以上です。

【委員】

いくつかちょっと質問させていただけたらと思うんですけども、はぴママたまご面接なんですけれども、妊娠中に面接をしていただけると、いろいろな不安が解消されると思うんですけども、例えば、仕事をされている方の場合、それまで地域のつながりもなく、妊娠してこれから育児をしていく上で不安になることもあると思うんですけども、こういった、はぴママたまご面接の場合、やはり区がやる事業ということで、平日の朝から夕方5時ぐらいまでに限ってしまうものなのか、例えば月2回ぐらい土曜日とか、働いている方でも行けるような時間を設けていただけるのか、そのあたりをちょっと教えていただけたらなというのと、あと二点目が、はぴママひよこ面接のほうなんですけれども、たまご面接を受けた方でご出産さ

れた方というふうになると思うんですけども、例えば、出産後に北区のほうに引っ越しをされてきた方とか、それこそ周りに知った人もいないという方もいると思うんですけども、やはりここはたまご面接を受けた人でないと対象にならないのかどうかというところが二点目と、あとひよこ面接の実施場所が予定でいくつか児童館があると思うんですけども、できれば産後それから児童館を活用していくという意味合いでは、やはり近隣の近くにある児童館で面接を行っていただけるのが、その児童館を利用していき第一歩になるのかなと思うんですけども、これは今後、最初は予定はこれだけで、今後その場所が全児童館に増えていくものなのかどうかというところを教えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】

まず、たまご面接の時期についてなんですけれども、たまご面接につきましては、妊娠届を、例えば健康いきがい課の窓口のほうで提出をされた方につきましては、担当の保健師がその場でいけば、そのときに面接をしたりとか、そういうふうな対応をさせていただきたいというふうに思っています。

また、区民事務所でも妊娠届を受け付けています。その場合には、後日面接の日取りを決めて面接を行っていくというふうな考え方をとっています。

また、今後の課題としてなんですけれども、今のお話にありました平日以外の時間と面接について、場所等々のこともありますけれども、子ども家庭部と協議をいたしまして、土曜日とか開催できるような時間、場所等を考えていきたいというふうに考えております。

【事務局】

ひよこ面接の対象者の方ということで、出産後に引っ越してきた方への面接ということなんですけれど、妊娠中にたまご面接を受けるチャンスがなくて、新たに引っ越してきた方、そういう方たちも対象と考えております。ですので、6カ月、そういう方たちも対象としてお知らせを発送する予定でございます。

それと面接場所についてでございますが、一応、28年度は心理の専門相談をやっている児童館・子どもセンターということで、予定をさせていただいております。今後1年間、28年度実施しまして、拡大していったらいいのかどうかということについては、検討課題というふうに考えております。

【会長】

他にはよろしいでしょうか。

【委員】

参考までに聞かせていただきたいんですけど。今までも保健所で家庭訪問をされていると思うんですけど、この面接は全くもうそれとはまた別物として考えてよろしいのでしょうか。多分、面接とかをやることによって利用率を上げようという案だと思うんですけど、今まで、もし別だとするのであれば、もともとの利用率はどのぐらいを見込んでいて、それを出すことによって、目標を何%ぐらいに考えていて、またその対象人数によってグッズとかは、例えば1件当たりいくらぐらいの予算を考えていらっしゃるのかというのを参考までにお聞かせ願えま

すでしょうか。

【事務局】

まず1点目の、これまでの支援が必要な方に対して、保健所といますか、健康いきがい課の保健師が、一般的に「特定妊婦」という言い方で、「妊婦面接」という言い方をさせていただいて、特に支援が必要な方、先ほどもお話をさせていただきました高齢出産の方だとか、あと若年層の10代で妊娠された方だとか、そういった方に対しては、今までそういう方に対して妊娠期は面接を行ってきたところですが、これを拡充させていただいて、それぞれの妊婦の方に対して面接を行っていくといったところが今回ののはぴママ・きたくの大きな変更点でございます。面接に関しては変更点でございます。

【委員】

すると、延長線上にある、対象を拡大して、今までのこういったものに対する延長線上にあると考えてよろしいでしょうか、そういう特定の方だけではなくてという。今までにやってきたことも全部して、今回これが含まれると考えてよろしいでしょうか。

【事務局】

含まれるというふうになりますと、これまでも、はぴママ・きたくを実施した後も、実施にしても特定妊婦の方に対しての面接は引き続き行っていきますので、そういった意味では、拡充したというふうを考えていただいて結構だと思います。

【委員】

そういう方は、二重に受けるという形じゃなくて、今までどおりの家庭訪問だけではなく、この面接も両方受けられるという形になるのでしょうか。システムとして、二つやられたというか、そういうところは、今までのシステムを拡充することで、今のシステムはもうそれに含まれちゃうのかということなんですけど。

【事務局】

そういうふうな考え方でいきますと、特定妊婦の面接をさらに拡充して、全妊婦さんに対して面接を行っていきますというふうに捉えていただいて結構でございます。

【事務局】

ちょっと補足をさせていただきます。今まで健康いきがい課さんで妊婦の面接ということで、健康相談係と区民事務所で妊娠届を出していたんですけれど、妊娠届時の面接は3割程度というふうに伺っております。今後もっと拡充していくということになるかなというふうに思っております。

それと、予算のところですけど、一応、ひよこ面接、たまご面接それぞれ5,000円程度のものをお渡しするというので、一応、28年度は3,200件程度を予定しております。よろしいでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

すごいたわいもない質問なんですけど、このはぴママ・きたくの裏面の各王子、赤羽、滝野川の健康相談係、滝野川は、これ北区の本庁内ですよ、せめて滝野川地区に設置してあげたらいいんじゃないかなという気がしますが。保健師さんが育児の、その相談係ということですよ。そうすると、滝野川の人はこちらまで来いということですよ。

【事務局】

この滝野川健康相談係の所在地についてなんですけれども、実は今、滝野川健康相談係は、滝野川会館の向かいの公営住宅の1階に設置をされていたものなんですけど、今それ耐震工事をしておりまして、一時的に北区保健所のほうに移っているところです。これが、およそ耐震工事が6月末ぐらいまで行われる予定ですので、パンフレットとして北区保健所の所在地で表示をさせていただいたところです。耐震工事が終わりましたら、滝野川会館の向かいの、もとの公営住宅の1階部分で、滝野川健康相談係で事業を実施してまいります。

【委員】

確かに滝野川のほうにあったなという思いがあったんですけど。すみません、以上です。

【会長】

他にはいかがですか。

【委員】

私も子育て中は育ち愛ほっと館を利用していたのですが、その中でスタッフの方から、「本当に育児で参ってしまっている方は、講座を開いたりしても、そもそも自分から外に出てこれられないんですよ」という話を聞きました。今回の制度で、たまご面接とひよこ面接の二つがあって、たまご面接がせつかく全妊婦を対象としているので、たまご面接は来たけど、ひよこ面接は来ないお母さん方に、区のほうから何かご連絡をするという形を追加すると、本当に育児で参ってしまっている方を救えるのかなと思ひまして。現状では、（たまご面接は妊娠届出書の提出者が対象となるのに対して）ひよこ面接は、自分から申し込む形だと思ひのですが、そのような本当に参ってしまっている方をフォローするために、たまご面接とひよこ面接の参加者の差を埋めるような対応を追加いただければなと思ひました。よろしくお願ひします。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。やはりその案件のところも課題かなというふうにお願ひします。現在、ひよこ面接のことについて、児童館ですとか子どもセンターの館長先生たちと検討をさせていただいてお願ひして、その中で課題として挙げて検討を進めていきたいと思ひしております。

【会長】

他にはいかがでしょうか。

【委員】

先ほど、はぴママ・きたくで、訪問件数は3,200件程度を目指しているということを聞いたんですけれども、以前いただいた資料の新生児訪問の件数は年2,500件なんです。700件ほど差があるんですけれども、その差というのはどうしてくるのか。保健師の方ってやっぱりもう限られているし、助産師の数も限られているし、訪問指導って、さっきこの700件の差は結構大きいのかなと思うんですけれども、これについてはどうお考えなのか教えていただけたらと思います。

【事務局】

出生数でございますが、毎年毎年、増えているような状況です。ですので、一応増えていることを想定しまして3,200件程度というふうにお考えさせていただいています。

【会長】

よろしいでしょうか。他にはどうでしょうか。

それでは、(4)が終わりということで、続きまして、「(5)利用者支援事業の移行について」です。資料が7です。

それでは、説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは利用者支援事業（特定型）の移行についてご報告をさせていただきます。

要旨でございます。保育課で実施をしておりました利用者支援事業特定型の「きたく保育ナビ」を子育て家庭の身近な子ども家庭支援センターに移行しまして、専門職による相談や関係機関との連携などの機能を生かしまして、保育に関する情報や子育てサービスなどの相談、情報提供を行いまして、円滑にサービスが利用できるよう支援体制を充実していくものでございます。

また、平成28年7月から出産・子育て応援事業はぴママひよこ面接も同時に実施をしていく予定でございます。職員の研修、事業体制の確立準備のため、6月末までは一部実施といたしまして、利用時間、事業内容は以下のとおりとさせていただきます。また、7月からは本格実施としまして、子ども家庭支援センターの開館時間と同様とさせていただきます。予定でございます。

2の事業概要でございます。(1)の名称としましては、「子育てナビ」というふうにさせていただきます。開始時期としましては、28年4月1日からでございます。(3)の利用時間としましては、月曜日から金曜日の9時半から午後4時半までということでございます。

(4)の事業内容といたしましては、①利用者の子育てニーズに応じた相談・助言、②保育園・幼稚園・子育てに関するサービスについて情報収集・情報提供、③関係機関との連携等でございます。

3の今後の予定でございますが、28年3月1日に健康福祉委員会報告、3月20日に北区ニュースや北区ホームページで周知、4月1日から一部事業開始、7月1日から本格実施の予定で

ございます。

私からは以上でございます。

【会長】

それでは、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【委員】

子ども家庭支援センターでいろいろな事業を受け持たれて、こうやっていかれるような方向だと思うんですけど、あそこをもう少し分かりやすい、利用する人が利用しやすいような場所とか。例えば今、北区の区役所が移転計画みたいなことを伺うんですけども、そういうふうなことでは、もっと利用しやすい場所に子ども家庭支援センターがあったほうが、いろいろなことで皆さんも利用していただけるんじゃないかなといつも思っているんですけど、そういう動きはないんですか、どうなんだろう。

【事務局】

子ども家庭支援センターの場所なんですけれど、ちょっと路地に入ったところということで、利用者の方が割と迷われることも結構あるんです。それで、分かっていたきやすいように、道路に子ども家庭支援センターの方向を印刷したものを張って、置いたりですとか、いろいろ工夫はさせていただいております。ただ、王子にあるということで、王子駅から近いということで、利用される方は、最初は迷われたりすることはあるんですけど、たくさん、3万人ぐらいの方たちにご利用いただいておりますので、場所としてはまたいろいろ検討などもあるかもしれないんですけど、今のところは現在の場所というふうに考えております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

しょうがないよね。僕は全然、分かりにくいです。

【会長】

他にはいかがでしょうか。

よろしければ、6番に行きたいと思います。「(6) 新規開園施設等の利用定員について」。これは資料1です。

事務局、説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1についてご説明いたします。

大変恐縮ですが、本日配付をさせていただきました、資料1の差替え版というほうをちょっとご覧いただければと思います。

新規開園施設等の利用定員につきましては、昨年11月の子育て会議の際にご説明させていた

だいたのところでありますが、その後の追加がございましたのでご報告させていただいております。

まず、平成28年4月の開園予定の施設についてです。上段の表の太枠の線で囲んでいるところになります。このたび（仮称）西ヶ原ひなた保育園が追加になりました。こちらは西ヶ原一丁目に開設いたします小規模保育事業所です。設置者は株式会社のハッピーストーリーで、定員は19名となります。

続きまして、定員変更を行う施設についてです。こちらは下段の表の太枠線で囲んでいるところになります。アスクうきま保育園が1歳児5名、2歳児5名の合わせて10名の超過となります。アスクうきま保育園につきましては、平成27年4月に開設し、定員60名でスタートしたところですが、事業者と区との協議の結果、今後、平成28年4月から30年までの3年間で毎年10名ずつ増やし、定員を90名まで拡大する予定となっております。平成28年4月につきましては、新規開園の定員変更を合わせまして435名分の定員拡大を予定しております。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

【会長】

それでは、ご質問、ご意見等をお願いします。

【委員】

地域によって整備する必要性が多いところと充足していると思われるところがあるかと思うんですけども、今後はどういうふうな地域が、例えば、赤羽北とか浮間とかというふうなところが整備する必要があるのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

【事務局】

まずは、0歳から5歳の就学前人口の動向としますと、例えば、今年の1月1日現在と昨年の1月1日、この1年間で一番ふえている箇所というのが滝野川西地区というところが、一番人口が増えている状況ではございます。そのほか、その次に一番多いところが王子東地区です。あと浮間につきましても、大型のマンション整備というのが見えていますので、やっぱり保育需要はあるのかなと思ってございます。今一番懸念しているところは、滝野川地区、特に西地区のほうが人口が非常に増えているというところで、懸念しているところではございます。

【会長】

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。今度は7番、「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）平成26年度進捗状況について」です。これは資料の2-1と2-2です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料2についてご説明いたします。

まず、次世代育成支援行動計画の概略の説明をさせていただきます。次世代育成支援行動計画につきましては、第1期の子ども・子育て会議の中でも少し触れておりますので、既にご存

じの委員もいらっしやると思いますが、行動計画は、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策支援法により次世代育成支援を計画的に進めるため、各自治体に策定が義務づけられたものです。北区では、平成17年度からの5年間の前期計画、22年度から26年度までの5年間の後期計画を策定してまいりました。その後、平成24年8月の子ども・子育て関連三法の成立に伴いまして、行動計画の策定は任意となり、新たに策定が義務づけられました子ども・子育て支援事業計画を柱に子育て施策を進めていくことになりました。

北区では、平成27年度以降も北区の次世代育成支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくことが必要であるとの判断から、「北区子ども・子育て支援計画2015」に次世代育成支援行動計画を内包する形で残すことになりました。行動計画の進捗状況は、例年10月ごろにホームページに公表させていただいておりますが、昨年11月の子ども・子育て会議におきまして、委員の方から今回の会議において説明をというご要望をいただきましたので、今回お示しさせていただきます。

前置きが長くなりましたが、進捗状況の把握の方法としましては、個別の事業に着目したものと、もっと大きな単位であります施策目標や個別目標に着目したものの二つがございます。初めに、個別の事業に着目しました個別施策の進捗状況ですが、そちらが資料2-1となります。

1枚目は総括表となります。この計画におきまして、基本方針を具体化するために7つの施策目標が位置づけられておりまして、それぞれの目標に対して事業が掲載されております。総事業は425事業ですが、再掲事業を除きますと282事業となります。そのうち、事業終了や評価対象外などを除いた208事業の進捗状況について、「目標達成」あるいは「概ね達成」となったものは194事業となりまして、全体の93.3%を占める状況となっております。

続きまして、資料の2枚目以降につきましては、事業単位の詳細な進捗状況でございます。こちらの見方といたしましては、表の一番上の行、左から事業名、事業内容、計画時の方向性となっております。さらに右から2列目に目標の欄がございます。今、申し上げました4つの欄につきましては、後期計画策定時の内容を記載しております。それ以外の平成26年度実施状況、進捗状況等の欄は、毎年の実績等に則して内容を記載しております。

続きまして、施策目標や個別目標に着目したものが資料2-2となります。個別目標別の成果指標の進捗状況になります。こちらは、計画全体を評価するため、基本理念ですとか施策目標について、成果指標という任意の指標で進捗状況をはかったものです。資料の2枚目以降の詳細な進捗状況について、表の一番上の右から2列目に、平成26年度の現状値、事業の見直し内容の欄がございますが、ここの記載が調査未実施となっているものが幾つかございます。これは、数値の測定の際にアンケート調査を要するものでございまして、区では、計画を策定あるいは改定する際に区民アンケート調査を行っていることから、平成26年度の現状値としましては調査未実施の記載となっております。

簡単でございますが、説明は以上となります。

【会長】

それでは、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【委員】

北区次世代育成支援行動計画の後期計画を立てたとき、随分いろいろ大勢で意見をあだこ

だきました。年度当初は利用がなかなか出てこなかったんですけど、7月以降からはかなり申請が出るようになってございまして、そちらのほうで今現在はなかなか進まないほうを変更させていただいてやっているということが一点。

それと、あと施設型ということでございますので、東京北医療センター、そちらのほうと29年度にその病児保育室を開設ということで、現在準備を進めているところでございます。

以上です。

【事務局】

4ページの9番の「子育て福袋の配付」でございます。4,000件ということですが、これは北区への転入世帯、お子様のいる世帯、それが転入している場合もあげていたということで、出産数といいますか、そういうものも多くなってきているのかなと思えました。

それから、9ページでございますが、「にこにこ2歳 遊びにおいでよ児童館、ほっと館へ事業」ということでございます。7番、9ページの一番下の段ですが、その上にある6番の「みんなで祝い輝きバースデー」、これが1歳のお誕生日をお祝いするというので、それで、この「にこにこ2歳」は2歳ということですが、今までの主要実績の中で、内容のところを見ていただくと、参加者数がやはりかなり1歳からすごい落ちてきているということもございまして、今後は児童館へ来てもらうというふうな事業ではございましたけれども、今までの実績が少なくなってきたということと、それから「はぴママ」ということで、児童館という部分も結構面接なんかしますと、お知らせしているということで、児童館に来てもらうんだということの意味合いでもはぴママひよこ面接のほうをやっていきますので、その辺では児童館をご紹介する事業で施策ということもあり、そのようなところで終了といったようなところでございます。

【事務局】

先ほどの図書館の件でございます。10ページ15番のところに第二期の北区子ども読書活動推進計画が入っているかと思えます。そこにブックスタートフォローアップで7,000という数字があるかと思えます。そして、3歳児絵本という形で。先ほど言われたのは、3歳児のほうでは7,000となっているということですか。

【委員】

70%だったのが57.98%になっている。

【事務局】

失礼いたしました、パーセンテージですね。

【委員】

そうです。

【事務局】

これは、いつの時点か分かりませんが、変わっているのであれば、そのときの状況で

もっと配付すべきということで、多分、数字的には上げたんだと思います。ご承知のとおり、乳児の最初のスタートは検診とともにやっていますので、かなり率が高いんですが、その後応募が少なくなってしまうたり、来ていただけなかったりとかいうことがございましてこのような数字になっています。今現在、できるだけ配付ができるようにということで、目標を高くして、実際にこれに向かって一生懸命やらせていただいているという、そういう状況でございまして、ちょっと詳しいいきさつはあまり答えられなくて申し訳ないんですけども、今後これについては重点的にやらせていただいてまいりたいと思います。

【事務局】

私からは、36ページ、15番の「知的障害者所在確認支援事業」につきましてお答えさせていただきたいと思います。

この事業なんですが、なかなか申請者が増えないのですが、外出をして、道に迷ってしまう知的障害者の方というのは、一人ではなかなか外出しない実態がありまして、例えば、ご家族の方が一緒について外出するとか、また地域生活支援のサービスの中で、移動支援事業というのがございます。こちらは昨今非常に伸びてきてまして、これはヘルパーさんが外出に付き添うというようなもので、そちらの事業に傾いてきているということで、平成26年度、ご承知のとおり、1人の実績でございましたけれども、この方も実は平成27年度、昨年度の9月に辞退をされまして、今のこの事業の該当者はゼロということで、平成27年度をもってこの事業は廃止をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

【事務局】

ちょっと追加で申し訳ありません。先ほどちょっと説明に変えさせていただきたい部分がありまして、9ページの「にこにこ2歳 遊びにおいてよ児童館、ほっと館へ事業」でございまして、基本的に幼稚園というふうで紹介しているのは、ちょっとやったほうがいだろうということもありましたので、27年度から幼稚園入園までの交流会、この辺のところを全児童館で始めております。そちらのほうにもこの事業が展開してきたということの意味合いもございまして終了させていただきますということでございます。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

2ページの16番の「病児・病後児保育」については、平成27年度から居宅の事業が始まり、29年には場所が確保できるという話は聞いたんですが、この時点では、平成26年度の時点では、一部縮減しているということなので、それなのに目標を「概ね達成」と丸がついているところがちょっと不思議だなと思ったんです。2だったのが1になったと、結構減っていて、3プラス1という目標は随分遠いような気がしました、この時点でのものです。

それから今、部長からお話があった幼稚園のご招待ということでしたが、私が質問したこの2歳というのは、2歳でまだ幼稚園、もう探せるんですか、3歳児が探すんじゃないんですか。

これちょっと不思議な感じがします。

【事務局】

先ほど言いましたのは、2歳から3歳ということで、今、幼稚園がどんなものかということ、OBのお母様方からのご紹介という形の内容でございます。すぐ入るとか、そういった部分ではないのかもしれませんが、そういうような形でご紹介させていただいている事業だということでございます。

【委員】

今、委員からご質問があった件ですが、少し補足させていただいてよろしいでしょうか。

今の「にこにこ2歳」のことですが、実際、今年度から変わるものとして私たちが始めさせていただいています。私たち、どこの幼稚園がいいとかということではなく進めています、実際開催してみて、現在99%、幼稚園あるいは保育園に通っていることがわかりました。児童館に来るお子さんは在宅の親子ですので、どんな幼稚園があるかというようなことと、それからそれに係る準備、今おっしゃったように2歳児ではないのですが、幼稚園はプレ幼稚園とかいろいろな取り組みもされていますので、どんなふうな準備をしたらいいのかなど、すごく不安に思っている方もいます。ですので、複数の幼稚園の先輩のお母さんたちを招き、実際にどういう活動をしているかというお話をさせていただいています。

それと、「にこにこ2歳」なんですが、今回終了になりましたが、私たち職員もなるべく足を運んでもらえるように、土曜日を含めたり、幅を広げたり、いろいろ策はとったんですが、やはり2歳になると、保育園等に入ってしまったら、なかなか足が運べないという実態もありました。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

ご説明ありがとうございます。ただ、26年でも523人の方が何か参加されていて、これは多くはないですけど、少なくとも数字で事業打ち切りもなかなか悲しいかなとちょっと思ったものですから。ただ、あまり27年で他のものに変えるということであれば、事業として仕方がないというふうには思います。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

意見も大丈夫ですか。質問と意見なんですけど、まず1ページ目の4番、「児童館等の外部化」というところで、26年度の実施状況では新規導入を見送ったとあるんですけども、その後児童館の動き、例えば廃止ですとか、そういった委託になるとか、そういった、もし予定が決まっていれば教えていただきたいのと、意見のほうとしては、6ページの(4)の上のどこ

ろの追記の「みんなで育児応援プロジェクト」のところですか。最近、イクメンだけではなくて、イクじい、イクばあ向けの講座とかイベントがすごく増えているということなんですけれども、さいたま市で祖父母手帳というのを発行してしまっていて、今の育児の基本ですとか子どもとの遊び方から保育園とかいろんな行政の窓口の連絡先まで載っていて、やっぱり、特に初めての育児の方は、おじいちゃん、おばあちゃんから一言をもらうときに、ちょっと今の育児と違うんだけど断りにくいとか、そういったところで特に義理の両親だったりすると言にくいとか、お互いにトラブルのもとになるので、例えばここに書いてあるから今はこうだよとかというので、この祖父母手帳はかなり効果があるということで、いろんなところでメディアで出ているんですけれども。さいたま市では、1万部発行して1部243円だそうです。もし北区でもできれば、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【事務局】

それでは、一点目の「児童館の外部化」のところの、今後の児童館の部分ですけれども、28年3月で岩淵児童館が統合ということで閉鎖になります。それから、28年度に入って、8月いっぱいまで中里児童館、こちらも廃止という形になります。こちら辺は放課後子どもプランを4月に導入ということで、環境がそんなようになってきたということ。それから、利用についてもそれほど多くはないという実態も見極めながらやっております。

それから、児童館のあり方につきましては、今度子どもセンター、それからティーンズセンターという形で結局お出しさせていただいて、ご説明はさせていただきましたが、その辺のところを27年度、栄町を子どもセンター、それから浮間が子どもセンター、ティーンズセンターというふうにやっていたけれども、そういうことを検証しながら、今後の部分についてかなり協議していくという形で今、検証を進めているところでございます。

以上です。

【委員】

すみません、外部委託は今後増えるのですか、減るのですか。

【事務局】

「児童館の外部化」といいますか、そういうところはちょっと未定でございます。そこら辺のところは、子どもセンターに移行が決まったときに、その地域の事業を見ながら考えていくということで、具体的にどこがどうだといったことは決まっております。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

それでは、もう1点、6ページのところなんです。6ページの追記のところ。

【事務局】

すみません、6ページの「みんなで育児応援プロジェクト」、それでさいたま市の事例をご紹介いただいたんですね。私ども、確かにおっしゃったように、近年イクじい、イクばあ講座ということをやっていますけれども、かなり参加者の方が熱心に取り組んでおられます。ただ、講座を終えた後にどうその成果を生かしているのかという部分がなかなかちょっと厳しい状況もあるかなと思っています。自分の身内の方の、例えばお孫さんですとか、そういうふうなのはあるんでしょうけれども、果たしてそれだけでいいかどうか。例えば、地域の方へそういうふうな成果を生かしていくような場面ですとか、そういうのもどうなのかとかはあります。ですから、ただいまご紹介いただいた事例などもいろいろ検討しながら、ちょっとこのような形でより成果が上がるかということを含めましていくと検討課題とさせていただきたいと思えます。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

こういう2-1の資料を見せていただくといつも思うんですけども、公立保育園とか直営保育園とか直営児童館の機能強化というのはできないものなんですか。延長保育の問題もそう、先ほど話題になった病後児保育もそう、今はキッズタウンを東十条でやっていただいて、その前は指定管理の認可王子北保育園でやっていた、それ、みんな社会福祉法人がやっているんですよ。それで、これだけいろいろ課題があってやっているときに、直営も含めてもう少し頑張ってもらいたい、リーダーシップをどんどんとってもらいたい。さっきも言ったんですけども、そういうふうなところで、もう本当に直営施設がきちんとリーダーシップをとって、例えば、児童のお母さんが来る時間とか要望、需要があるようだったらその対策を、対応をしてもらうとか、それから延長保育で要望があるんだったら、やっぱり直営の全園が、直営が29園あって、延長保育をやっているのは11園ですから、今。それで、私立と認可、指定管理がほとんどの、小規模園が1園か2園できないというようなことになっていて、あとは決められていますから、それが我々私立保育園のスタンダードになっているんですよ。そういう気持ちでお仕事をさせていただいているので、仕事、直営保育園また児童館の公立施設のね、機能強化ということを実際に考えてもらわないと、こういう事業を、いくら題目をたくさん多くつくっても、進捗状況が芳しくなくなっちゃうわけだから。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

1ページ目のNo.1の「ショートステイ事業」と「トワイライトステイ事業」なんですけれども、保育サービスを維持していくためには、ちょっと利用実績が少な過ぎるのではないかなと思います。「子育て短期支援事業」は支援計画の見込み数が見る限り年間1,795人日ですが、実績が19日です。確かに重要なサービスだとは思いますが、次のページに「一時保育事業」

「夜間保育」があるので、そういうサービスを統合することで、この利用率が低い分の予算や人をほかに当てるといふふうに考えたほうがいいのではと思いました。今後、これらの事業はスリム化する予定なのか等、その辺を聞きたいですというのが一点目です。

あと、2ページ目の19番、「ほっとタイム事業」なんですけれども、こちらはほっとタイム利用券の配付が26年度末で終了しています。いて、こちらは利用者数、見込み1,300に対して1,470の実績があり、ニーズが高いにも関わらず終わってしまったように見えるので、なぜ終了してしまったのかと、それにかわる何か新しい事業、サービスがあるなら、そちらのご説明をいただきたいと思います。お願いします。

【事務局】

ショートステイ、トワイライトステイ事業のことですが、実績のところなんですけれど、あまり多いような状況とは言えません。ただ、その年によって、ちょっといろいろ高低がございまして、例えば、ご家族にお子様が二人、三人というような、そういうご家庭が利用されますと、また利用数が増えていくというような状況になっています。たまたま26年度の実績は、でもちょっと少なかったというような状況でございます。

それと、あとは子ども・子育て支援計画のところ、子育て短期ショート事業の利用のところが1,700となっているというふうにあったかと思っておりますけれど、ちょっとこのニーズ調査をやった際に、利用される方が想定できないような回数を書かれていたんです。北区は、ショートステイは1年間で7泊しかできないというようなところで、その2、3倍の数を書かれてきた方がいらっしまして、その統計を使ってということで、何か随分増えているなというふうに思っています。ですので、ちょっとその、この1,700というような数が本当に正しいのかというところ、ちょっとどうなのかなというふうに思っているような状況でございます。

ただ、子どもショートステイ、トワイライトステイ事業、ちょっと使いにくいというようなところがございます。例えば、星美ホーム1カ所しかございませんので、そこまで行くのがなかなか大変だというようなご意見もありますし、送迎のことですとかいろいろな課題がございますので、そのことについては検討を進めているような状況でございます。

【事務局】

ママ・パパ子育てほっとタイム事業につきましては、こちらでご説明のとおり、26年度末をもちまして廃止をさせていただいた事業です。経過措置も設けさせていただいて、実施をしていると。

これをやめざるを得なかった理由といたしますのが、今年度も話題になっておりましたけれども、待機児童の解消をするために、可能な限り、保育園の利用定員のほうを最大限拡大しております。そういった関係で受け入れをするスペースが確保できなくて、ご希望があっても利用できない状況があると、そういうことで廃止をさせていただいた経緯でございます。

【事務局】

ちょっと訂正をさせていただきます、すみません、子ども・子育て支援計画のところの確保策、1,700件につきましては、結構補正しているものということでもございましたので、すみません、大変私の意見、間違っておりました。

でも、やはりこのショートステイ、トワイライトステイ事業を進めましたら、ぜひ言わせていただきたいというふうには思っておりますので、中身のことはいろいろ検討が必要だというふうには考えておりますので、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

【委員】

18ページの「わくわく土曜スポーツクラブ」についてなんですけれども、このスポーツクラブはうちの子どもも利用させていただいたことがあるんですけども、いろんなスポーツに触れることができ、とてもいいものだと思っていたんですけど、これが検討・検証というふうになっているのは、何か参加者数のことで検討すべきことなのか、このサービス自体を何かやめる方向にあるのか、何かどういった検討・検証の方向にあるのかというのを教えていただければなと思いました。

あとすみません、ちょっと議事が戻ってしまって申し訳ないんですけども、学童クラブのほうでちょっと質問をさせていただきたいところがあったので、ちょっと質問させていただきたいんですけども。指定管理者と業務委託学童クラブのほうは、現状でも7時までになると思うんですけども、これは改正によってその指定管理者、これまでは7時まで5,000円をかけて使われていたところが、逆に延長料金がかかるというような形になるのかどうかということと、あとその延長育成時間がとれるというのは、とてもありがたいことだと思っているんですけども、平常その学童のお迎えというのは、基本的に、迎えに行ける家庭は迎えに行っていると思うんですけども、子どもだけで帰宅したり、あと冬の間だけではシルバーさんというか、家の最寄りまでまとめて送迎してくれる方がつくという、これは区のサービスなのか、ちょっと地域のものなのかよく分からないんですけど、我が家で、近い子は冬の間だけまとめて30分単位ずつに送迎をしてくれる方がいるんですけども、これが7時までに延びたときに、例えば児童館のほうの規則といいますか、保護者が必ず子どもの安全上の問題を懸念していたんですけども、保護者が迎えに行かなければいけないという、何か規則の変更があるかどうかとか、もしくは、逆にそういったシルバーさんが一年中、例えば8時ぐらいでも送迎というか送りをやってくれるサービスが拡大するのか。ちょっと夏であれば7時でも明るいかとは思いますが、子どもが一人で帰ったり、あと秋ですとか春とか、今シルバーの方が対応されていない時期に、遅い時間にランドセルを背負った子が一人で帰るというのも、ちょっと安全上、気になることもあったんですけども、その部分は何か対応とか検討があるのかどうか教えていただけたらと思ったんですけども。すみません、ちょっと戻ってしまって。

【事務局】

まず、「わくわく土曜スポーツクラブ」なんですけれども、いくつかの理由があるんですが、一つは、放課後子どもプランの中で、土曜日に学校を使って、子どもたちに対していろんなことを勉強していきますので、そちらの中で一緒にしていけたらという、そのような検討を今、行っているところでございます。

【事務局】

学童クラブについてですけども、今は確かに指定管理ということはしています、在宅等は

していませんけれども。それで、延長料金について、今後は経過措置をかけてやっていきますという部分では、これまで無料だった分、そこについてもいただくということですから、直営そして管理委託にかかわらず、その延長料金をいただいていくという部分です。

それから、指定管理、委託のほうでやっていきますが、夜6時以降、7時までやっていますから、その6時以降の利用なんですけれども、2割程度、20%程度の利用があるということです。それで、基本的に利用する条件として、やはり6時以降についてはお迎えをお願いしています。ですから、そういう部分であれば、そういう形でやっていただくというのがあるということでございます。

【会長】

まだまだ、いろいろご質問とかご意見があると思うんですが、時間ですので、恐れ入りますが、ここで終了にさせていただきたいと思います。

それでは、今後につきまして、事務局のほうから確認させてください。

【事務局】

次回の子ども・子育て会議でございますが、7月上旬の開催を予定しております。現在、会場確保の関係があり、日程がお示しできない状態になっておりまして、日程が決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【会長】

それでは、時間が超過しましたので、司会に不手際がありまして申し訳ありませんでした。何かご意見等がありましたら、メール等で事務局のほうにお伝えいただければと思います。

それでは、閉会いたします。ありがとうございました。